

令和7年度スマートシティ加速マネジメント伴走支援業務委託
仕様書

1 業務委託名称

スマートシティ加速マネジメント伴走支援業務委託

2 本業務の目的

令和6年度までの業務進捗を踏まえ、令和7年度にスマートシティの加速化を目指すため、熊谷スマートシティ全体のプロジェクト進行管理を始め、ロボット・ドローンといった新時代産業創出の支援を行う。さらに、令和6年度に立ち上がった「コミュニティラボ」を盛り上げ、産業DXや公民連携を加速させるための総合的伴走支援を行う。

3 契約期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

スマートシティプロジェクト実装加速マネジメント伴走

・スマートシティ全体プロジェクトマネジメント

各スマートシティ関連プロジェクト(サービス・データ連携、コミュニティラボ、クールシティ産業創出、その他新時代産業等)の進行管理及び調整並びにプロジェクト間の連携強化策の検討すること。なお、事業の加速化を重視し、各プロジェクトが連動する考え方や例示を示すこと。

・アーキテクト会議の運営について、アーキテクト間の議論の活発化を促す仕組みの構築及びファシリテーション業務

・スマートシティ個別プロジェクトにおいて、参画する地元企業と役割を分担し、市・受託者・地元企業との共創を図ること。

ロボット・ドローン実装検討支援・市民ワークショップの開催

スマートシティ推進にあたり、ロボットやドローンが都市生活や産業に重要かつ不可欠な役割を担うと考えられており、本業務では、まちなかでロボットやドローンが活用される社会を目指し、その実装に向けた機運を高めるための活動を展開する。さらに市民や企業の関心を高め、実証実験の機会を設定する。

- ・まちなかにおける、ロボットやドローンのデモンストレーションイベント開催(年1回程度)
- ・ロボットやドローン活用に関する市民ワークショップ開催(年1～2回)
- ・ロボットやドローン技術を開発する企業と連携し、市内での実証実験の開催支援(1回程度)と令和7年9月公表予定である「まちなか産業共創ビジョン」の策定支援
- ・市内外企業と市が連携して実施する「ロボットに関する研究会(ロボクマ研究会)」への運営支援

スマートシティ加速シンポジウム等開催(兼コミュニティラボ1周年記念)

本市が市政20周年事業としてシンポジウム(以下「コミュラボ1周年記念シンポジウム」という。)を開催する際に、以下の支援を行う。

- ・コミュラボ1周年記念シンポジウムの内容について、市と協議の上、連携する地元企業、スマートシティ関連企業との企画検討、参加要請を行うこと。なお企画検討にあたっては、業務の必要性を重視した内容とすること。
- ・コミュラボ1周年記念シンポジウムの内容として、市と協議の上、パネルディスカッションを企画立案し、出席者の調整を行い、実施すること。

シーンスケッチコンテスト開催支援

スマートシティの取組を理解し、共感を得るためのフェーズとして、熊谷市の未来を描くシーンスケッチコンテストを開催するにあたり、知見の提供を行う。

- ・シーンスケッチコンテスト運営方針策定支援
- ・テーマ別、セグメント別の応募作品抽出方針策定支援

(仮)若者ラボの検討

若者の定住に大きな影響を与えると見込まれる社会課題解決に向けて、若者が自ら取り組む仕組み((仮)若者ラボ)を構築すると同時に活動を支援し、令和8年度以降の同種取組に関する留意事項を整理する。

なお、「若者」とは、高校生、大学生を想定したものとする。

- ・令和7年度の(仮)若者ラボのテーマは「ロボット・ドローン」とし、社会課題解決に取り組むものとする。令和7年度上半期に、若者で編成したチーム(以下「チーム」という。)を2チーム以上掘り起こして編成すると同時に、詳細テーマを設定し、下半期には具体的な活動ができるよう支援すること。
- ・上記の具体的活動では、社会課題やその解決手法について知見を持つ地元企業と連携して、チームの運営試行を行うこと。
- ・上記の具体的活動の結果から、令和8年度以降の同種取組に関する留意事項を整理し、報告書に取りまとめること。

5 成果品及び納期

本業務において納品する書類については次のとおりとする。

- (1) 会議報告書：A4判・ファイル綴じ・1部(本業務で作成したすべての資料を整理してとりまとめたもの)
- (2) 上記成果物の電子データ
- (3) (仮)若者ラボ在り方報告書：電子データ
電子データはCD-ROM等で提出すること(1部)
電子データは全て、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形(PDF)についても納品すること。また、編集が可能であるデータ形式(MS-Word, MS-Excel, MS-PowerPoint等)で原稿及びその添付図(グラフ・図形・写真等)、根拠資料等一式とすること。

6 その他

準拠する計画等

本業務を実施する際に準拠する関係法令、関連計画等は以下のとおりとする。

- ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- イ 熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ウ 第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画（令和5年3月）
- エ 熊谷スマートシティ実行計画
- オ 熊谷市コミュニティラボ運営方針
- カ 熊谷スマートシティトータルブランディング方針
- キ 熊谷市公民連携まちづくり実践方針
- ク 熊谷市デジタル人材育成・確保に関する基本方針
- ケ その他の関係法令及び諸法規、市が策定する諸計画等

契約に係る要件

- ア 本仕様に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合は、その都度協議し実施していくこととする。
- イ 本業務にあたっては、十分な知識及び経験を有する者を配置すること。

成果品の利用及び著作権

本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、正当な手続により使用又は借用した第三者のものを除き市に帰属し、無償で市に譲渡するものとする。

受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を受託者が負うものとする。

その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。